

独立行政法人国立高等専門学校機構情報公開取扱規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第70号

制 定 平成19年 3月30日
一部改正 平成23年10月26日
一部改正 令和 2年 7月31日
一部改正 令和 4年 3月11日
一部改正 令和 5年 6月16日

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについては、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）又は別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において「法人文書」とは、法第2条第2項に規定する法人文書をいう。

2 この規則において「情報公開窓口」とは、機構本部事務局及び各学校（以下「各学校等」という。）における法人文書の開示を請求することのできる取扱担当窓口をいう。

3 この規則において「オンラインによる方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第33条に定める電磁的方法をいう。

(情報の提供等)

第3条 理事長は、機構が保有する法人文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとする者に対し、該当する法人文書の特定が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう努めなければならない。

2 理事長は、法人文書の開示に供するための場所を設けなければならない。

(決定権者)

第4条 理事長は、機構における情報公開に係る法人文書の開示・不開示の決定及び審査請求に対する決定を行う。

2 前項の規定にかかわらず、機構の法人文書のうち、各学校が保有する法人文書の開示・不開示の決定については、当該法人文書を保有している学校の校長が行うものとする。この場合において、第5条、第10条、第11条、第12条、第15条及び第16条中「理事長」とあるのは「校長」と読み替え、文書の名義は機構とする。

3 校長は、前項による決定をした場合は、開示請求書及び決定通知書等の写しを理事長に送付する

ものとする。

- 4 法令等に規定する通知等の様式は、別表1に掲げるとおりとする。

(開示請求の手続き)

第5条 開示請求を受け付けるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）から別に定める書類を提出させるとともに、第17条に定める手数料を納付させるものとする。

- 2 理事長は、前項による開示請求に不備があるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、理事長は、開示請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

- 3 開示請求の手続きを円滑に運用するため、各学校等に開示請求に関する窓口として情報公開窓口を設置するものとする。

- 4 開示請求の受け付けは、情報公開窓口において受け付けるものとする。

(開示等の検討)

第6条 理事長は、法人文書の開示又は不開示（以下「開示等」という。）を検討するに当たっては、必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする個人情報保護検討部会（以下「検討部会」という。）を開き意見を求めることができる。

- 2 理事長は、必要に応じて当該法人文書を保有する学校の校長の意見を求めることができる。

- 3 各学校の校長は、保有する法人文書の開示等の決定をするにあたっては、必要に応じ情報公開に関する会議を招集し検討することができるものとする。

(法人文書の開示の原則)

第7条 開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に法第5条各号の規定による情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該法人文書を開示するものとする。ただし、不開示情報を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分を開示するものとする。

(公益上の理由による裁量的開示)

第8条 開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

(法人文書の存否に関する情報)

第9条 開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるときは、開示請求者に対し、当該法人文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第10条 理事長は、開示請求に係る法人文書の全部を開示するときは、その旨を開示請求者に対し通知する。

2 理事長は、開示請求に係る法人文書の一部を開示する時又は全部を開示しない決定をしたときは、その旨を開示請求者に対し通知する。

(開示等の決定期限)

第11条 理事長は、法第4条第2項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に開示等の決定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、理事長は、開示請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を通知する。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 理事長は、法第11条の規定により開示請求に係る法人文書のうちの相当部分を除く残りの部分について、決定する期間を延長するときは、当該開示請求者に通知しなければならない。

(事案の移送)

第13条 理事長は、法第12条第1項の規定により、事案を他の独立行政法人等に移送するときは、開示請求者に対し、事案を移送した旨を通知する。

(行政機関の長への事案の移送)

第14条 理事長は、法第13条第1項の場合には、行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し事案を移送することができる。この場合において、理事長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を通知する。

(第三者に対する意見書提出機会の付与)

第15条 理事長は、法第14条第1項及び第2項の規定により第三者に対し意見書の提出を求めるときは、その旨当該第三者に通知しなければならない。

2 理事長は、法第14条第3項の規定により第三者から開示に反対する意思を表示した意見書が提示された場合において、その全部又は一部を開示するときは、当該第三者に対し、その旨を通知しなければならない。

(開示の実施)

第16条 理事長は、法第15条第3項の規定により法人文書の開示を受ける者から、開示の実施方法の申出書が提出されたとき、又は法第15条第5項の規定により開示を受ける者から更なる開示

の申出書が提出されたときは、法第5条に規定する不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該法人文書を開示しなければならない。

- 2 前項の規定により開示を実施するときは、開示を受ける者に第17条に規定する手数料を所定の納付場所で納付させるものとする。
- 3 法人文書の開示は、当該文書を保有する各学校等の情報公開窓口において別表2に掲げる方法により行うものとする。ただし、理事長が認めた場合は、開示請求を行った施設において開示を受けることができる。
- 4 開示を受ける者が法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、開示を受ける者は、オンラインによる方法での法人文書の写しの送付を求めることができる。

(手数料)

第17条 法人文書の開示請求者又は開示を受ける者は、理事長が別に定めるところにより、それぞれの実費の範囲内において開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）又は開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、開示実施手数料を減額又は免除することができる。
 - 一 開示請求を受ける者から書面により開示実施手数料の減額又は免除の申し出があったとき。
 - 二 開示請求に係る法人文書を一定の方法により一般に周知させることが適当であると認めたとき。
- 3 理事長は、開示実施手数料の減額又は免除を決定したときは、当該開示を受ける者に通知するものとする。

(審査請求に対する措置)

第18条 理事長は、開示等決定について、法第18条第1項による審査請求があったときは、必要と認めるときは、第6条第1項に規定する検討部会を開き、意見を求めることができるものとする。

- 2 理事長は、法第19条第1項各号いずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第19条 理事長は、前条第2項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したときは、法第19条第2項各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。

(情報提供)

第20条 理事長は、法第22条に定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号）第12条第2

項で定めるものを記録した文書，図面又は電磁的記録を作成し，適時に，かつ，同令第12条第1項に定める方法により提供するものとする。

- 一 機構の組織，業務及び財務に関する基礎的な情報
- 二 機構の組織，業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
- 三 機構の出資又は拠出に係る法人等に関する基礎的な情報

2 前項の規定によるもののほか，理事長は，機構の諸活動について，国民の理解を深めるため，その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか，情報公開の実施に関して必要な事項は，理事長が別に定める。

(電磁的処理)

第22条 この規則に定める手続きのうち，別表3に掲げるものについては，書面による方法のほかオンラインによる方法が行えるものとする。

附 則 (平成19年3月30日 制定)

(施行期日)

1 この規則は，平成19年4月1日から施行する。

(情報公開事務取扱要領の廃止)

2 独立行政法人国立高等専門学校機構情報公開事務取扱要領(平成16年4月1日理事長裁定)は，廃止する。

附 則 (平成23年10月26日 一部改正)

この規則は，平成23年10月26日から施行する。

附 則 (令和2年7月31日 一部改正)

この規則は，令和2年7月31日から施行する。

附 則 (令和4年3月11日 一部改正)

この規則は，令和4年3月11日から施行し，令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年6月16日 一部改正)

この規則は，令和5年6月16日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

様式番号	根拠条項	様式の名称
1	法第 4 条第 1 項	法人文書開示請求書
2	法第 9 条第 1 項	法人文書開示決定通知書
3	法第 9 条第 2 項	法人文書不開示決定通知書
4	法第 1 0 条第 2 項	開示決定等の期限の延長について (通知)
5	法第 1 1 条	開示決定等の期限の特例規定の適用について (通知)
6	法第 1 2 条第 1 項 法第 1 3 条第 1 項	開示請求に係る事案の移送について
7	法第 1 2 条第 1 項 法第 1 3 条第 1 項	開示請求に係る事案の移送について (通知)
8	法第 1 4 条第 1 項	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 1 4 条第 1 項に基づく法人文書の開示請求に関する意見について (照会)
9	法第 1 4 条第 2 項	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 1 4 条第 2 項に基づく法人文書の開示請求に関する意見について (照会)
1 0	法第 1 4 条第 3 項	法人文書の開示決定について (通知)
1 1	法第 1 5 条第 3 項	法人文書の開示の実施方法等申出書
1 2	法第 1 5 条第 5 項	法人文書の更なる開示の申出書
1 3	法第 1 8 条第 1 項	審査請求書
1 4	法第 1 9 条第 1 項	諮問書
1 5	法第 1 9 条第 2 項	情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知)

別表2（第16条関係）

I 文書又は図画の閲覧の方法

法人文書の種別	開示（閲覧）の方法（閲覧するもの）
1. 文書又は図画（2から4まで又はIVに該当するものを除く。）	①当該文書又は図画（法第15条第1項ただし書きの規定が適用される場合にあつては、II-1に定めるもの）
2. マイクロフィルム	①当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの ②①により難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
3. 写真フィルム	①当該写真フィルムを印画紙（縦89mm×横127mmのもの又は縦203mm×横254mmのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
4. スライド（Vに該当する場合におけるものを除く。II-4において同じ。）	①当該スライドを専用機器に映写したもの

II 文書又は図画の写しの交付の方法

法人文書の種別	開示（写しの交付）の方法（写しを交付するもの）
1. 文書又は図画（2から4まで又はIVに該当するものを除く。）	①当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの ②①により難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したもの又は当該文書、若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの ③オンラインによる方法
2. マイクロフィルム	①当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したもの ②①により難い場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したもの
3. 写真フィルム	①当該写真フィルムを印画紙に印刷したもの
4. スライド	①当該スライドを印画紙に印画したもの

Ⅲ 電磁的記録についての法第15条第1項の独立行政法人等が定める方法

法人文書の種別	開示の方法
1. 録音テープ（Vに該当するものを除く。）又は録音ディスク	<p>①当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取</p> <p>②当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付</p>
2. ビデオテープ又はビデオディスク	<p>①当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴</p> <p>②当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付</p>
3. 電磁的記録（1，2又はIVに該当するものを除く。）	<p>次に掲げる方法であって、機構がその保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。4において同じ。）により行うことができるもの</p> <p>①当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧</p> <p>②当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴</p> <p>③当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付</p> <p>④当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90mmのものに限る。）に複写したものの交付</p> <p>⑤当該電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</p> <p>⑥オンラインによる方法</p>
4. 電磁的記録（3—④又は⑤若しくは⑦に掲げる方法により開示の実施をすることができない特性を	<p>次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの。</p> <p>①3—①から③までに掲げる方法</p> <p>②当該電磁的記録を幅12.7mmのオープンリールテープ日本産業規</p>

有するものに限る。	<p>格X6103, X6104又はX6105に適合する長さ731.52mのものに限る。)に複写したものの交付</p> <p>③当該電磁的記録を幅12.7mmの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X6123, X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833, 15895若しくは15307に適合するものに限る。)に複写したものの交付</p> <p>④当該電磁的記録を幅8mmの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。)に複写したものの交付</p> <p>⑤当該電磁的記録を幅3.81mmの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X6127, X6129, X6130又はX6137に適合するものに限る。)に複写したものの交付</p>
-----------	--

IV 映画フィルムの開示の実施の方法

法人文書の種別	開示の方法
1. 映画フィルム	<p>①当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴</p> <p>②当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付</p>

V スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法

法人文書の種別	開示の方法
1. スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープ	<p>①当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴</p> <p>②当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付</p>

別表 3

規程	主な書類	オンラインによる方法
第 5 条	法人文書開示請求書 など	電子メール
第 1 1 条 第 1 2 条	開示決定等の期限の延長通知 など	電子メール
第 1 6 条	法人文書開示決定通知書, 法人文書の開示の実施方法等 申出書, 法人文書 など	電子メール又はファイル サーバ